

# 協 定 書

学校法人慶應義塾並びに山形県及び鶴岡市は、慶應義塾大学先端生命科学研究所におけるこれまでの研究教育活動の成果を踏まえながら、さらなる地域活性化を目指して、同研究所を核とした研究教育活動プロジェクトを共同で推進するため、次の事項について合意する。

## (慶應義塾の役割)

第1条 学校法人慶應義塾は、鶴岡市にある同研究所において、次の取組みを行う。

(1) 世界的なバイオ研究拠点の形成に向けた研究教育活動の展開

(2) 山形県及び鶴岡市と連携して行う、地域活性化のための次の取組み

- イ 県内企業・高等教育機関・試験研究機関等との実用化を見据えた共同研究や、知的財産等の同研究所における研究成果の積極的な展開等による県内産業の付加価値向上を図る取組みへの支援などの、地域産業の振興に向けた産学官連携事業
- ロ 県内の高等教育機関等との連携による将来の地域を担う人材の育成
- ハ 学校法人慶應義塾と地域との連携による国内外との交流を拡大する取組みの強化

## (山形県及び鶴岡市の役割)

第2条 山形県及び鶴岡市は、同研究所の研究教育活動について支援を行うとともに、学校法人慶應義塾及び同研究所の協力を得ながら、その研究成果等を県内全域に幅広く波及させるなど、積極的に活用し、地域産業の振興など多様な地域活性化を図る。

## (連携調整組織)

第3条 学校法人慶應義塾並びに山形県及び鶴岡市は、第1条又は前条の役割を果たすため、山形県バイオクラスター形成推進会議において、関係機関との連携強化、同研究所の研究成果の活用促進に資する情報の共有と発信、並びに施策の方向性に関する協議を行うものとする。

## (評価等)

第4条 山形県及び鶴岡市は、同研究所の研究教育活動等の評価を行い、また、本協定の見直し等について学校法人慶應義塾と協議するものとする。

令和6年(2024年)3月27日

山形県知事

吉村美栄子

山形県鶴岡市長

皆川治

学校法人慶應義塾理事長

伊藤公平